

陳 述 書

平成 21 年 6 月 5 日

横浜地方裁判所
第 1 民事部合議 C 係 御中横浜市戸塚区下倉田町 1 2 3 3
自由民主党横浜市会議員団
吉 原 訓 

- 1 私は、自由民主党横浜市会議員団に所属する横浜市会議員であります。
私は、「さとし口論」という広報誌を平成 17 年当時毎月発行しておりました。
発行した広報誌は毎回全部数を配り終えてしまいますので、手元に残っているものはほとんどありませんし、毎月発行しておりますので、あえて全ての号をサンプルのように保管しておくことも致しません。
平成 17 年度の発行分のうち、平成 18 年 3 月 1 日発行のものだけたまたま残っていましたので、証拠として提出致しました（乙第 15 号証）。
- 2 私は「さとし口論」を、毎月 1 万部程度発行し、4 人から 6 人くらいいる事務員やアルバイトの学生を使って家庭にポスティングをしています。
その月によってお願いする人は違いますが、主に倉田地区と舞岡地区で、昼間のあいている時間に配ってもらい、時給 1000 円で、配るのに要した時間分の金額を支払っています。
発行者が「吉原さとし後援会」となっておりますが、これは平成 17 年当時は後援会事務局と議員活動の事務局が混同してしまっていたために発行者が不正確になっているものでして、実質的内容は市政報告となっております。
ただ、後援会活動に含まれる内容も若干含まれていることもありますので、広報費としては、実際に発生した金額の 2 分の 1 の金額の領収証を提出しています。
- 3 原告が、平成 17 年 4 月の領収証がないことを指摘し、ポスティングが架空のものであると述べていますが、アルバイトを頼まずに、事務員に配ってもらうこともあり、その時はアルバイト代は発生しませんから、必ずしも毎月、ポスティング代が発生するわけではありません。
- 4 以上により、何ら不適切な支出はありませんことをご報告いたします。

以上

陳 述 書

平成 21 年 6 月 5 日

横浜地方裁判所
第 1 民事部合議 C 係 御中横浜市瀬谷区本郷 2-26-2
自由民主党横浜市会議員団

川 口 正 寿



- 1 私は、自由民主党横浜市会議員団に所属する横浜市会議員であります。
私は「横浜市会報告」という市政報告文書を年に数回発行しており、平成 17 年度も何回か発行しております。
しかしながら、発行した広報誌は、そのつど全部数発送し切ってしましますので、手元には残っておらず、平成 17 年 12 月に発行した分がたまたま残っておりましたので、証拠として提出した次第であります（乙第 16 号証）。
広報誌の発送はすべて印刷した封筒を使用しておりますが（乙第 17 号証）、この封筒は広報誌の発送だけではなく、私の後援会の関係文書の発送にも使用しますので、封筒の差出人は「川口正寿 川口まさとし後援会」というように、私の名前と後援会の名前の連名になっております。
したがって、封筒代は、広報費としてその 2 分の 1 を計上しており、適正に処理しております。
封筒代の領収証の宛名が後援会宛となっておりますが（甲第 9 号証の 1, 5, 8）、後援会でも使用する封筒であるため宛名がそのようになっているだけで、実質的な使用方法としては政務調査費と後援会費とで 2 分の 1 ずつ負担すべき性質のものであり、そのように費用を分けていますので何ら問題ありません。
- 2 また、広報誌の印刷は株式会社連合社印刷に依頼し、約 3 万部出来上がった広報誌は、発送するだけでなく、アルバイトを数人使って家庭へのポスティングも行っています。
私が常に資金的に余裕があるわけではありませんので、これらの印刷代やポスティング代は川口白鳳株式会社に入ったん立て替えて支払ってもらい、後で精算しています（甲第 10 号証の 1）。ホームページの更新とパソコンの設定代も同じように立替え払いしてもらった後精算しています（甲第 10 号証の 2、乙第 23 号証の 2）。
- 3 以上、ご報告いたします。

以上